

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474、2496)

平成 16 年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成 17 年 6 月

厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成 16 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

我が国に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ(以下「食品等」という。)は、輸入届出件数で約 181 万件、輸入重量で約 3,200 万トン(平成 16 年度速報値)であり、我が国の食料自給率は約 4 割(供給熱量総合食料自給率。農林水産省「平成 15 年度食料需給表」となっています。

このような現状を踏まえ、我が国に輸入される食品等(以下「輸入食品等」という。)の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号)に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成 16 年度輸入食品監視指導計画(以下「計画」という。)を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行ったところです。

厚生労働省は、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況の概要について、翌年度の 6 月を目途に公表することとしておりますが、今般、平成 16 年度の計画に基づく監視指導の実施結果の詳細をとりまとめることができましたので公表します。



厚生労働省ホームページで食品の 安全確保に向けた取り組みを公表中

○ 食品安全情報

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

○ 輸入食品監視業務ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

1. 平成 16 年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画(法第 23 条)をいう。

【目的】

国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 4 条(食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}(平成 16 年度計画:122 食品群、約 7 万 6 千件)
- 検査命令^{※2}(平成 17 年 3 月 31 日現在:全輸出国対象の 14 品目及び 24 カ国・1 地域対象の 128 品目)
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

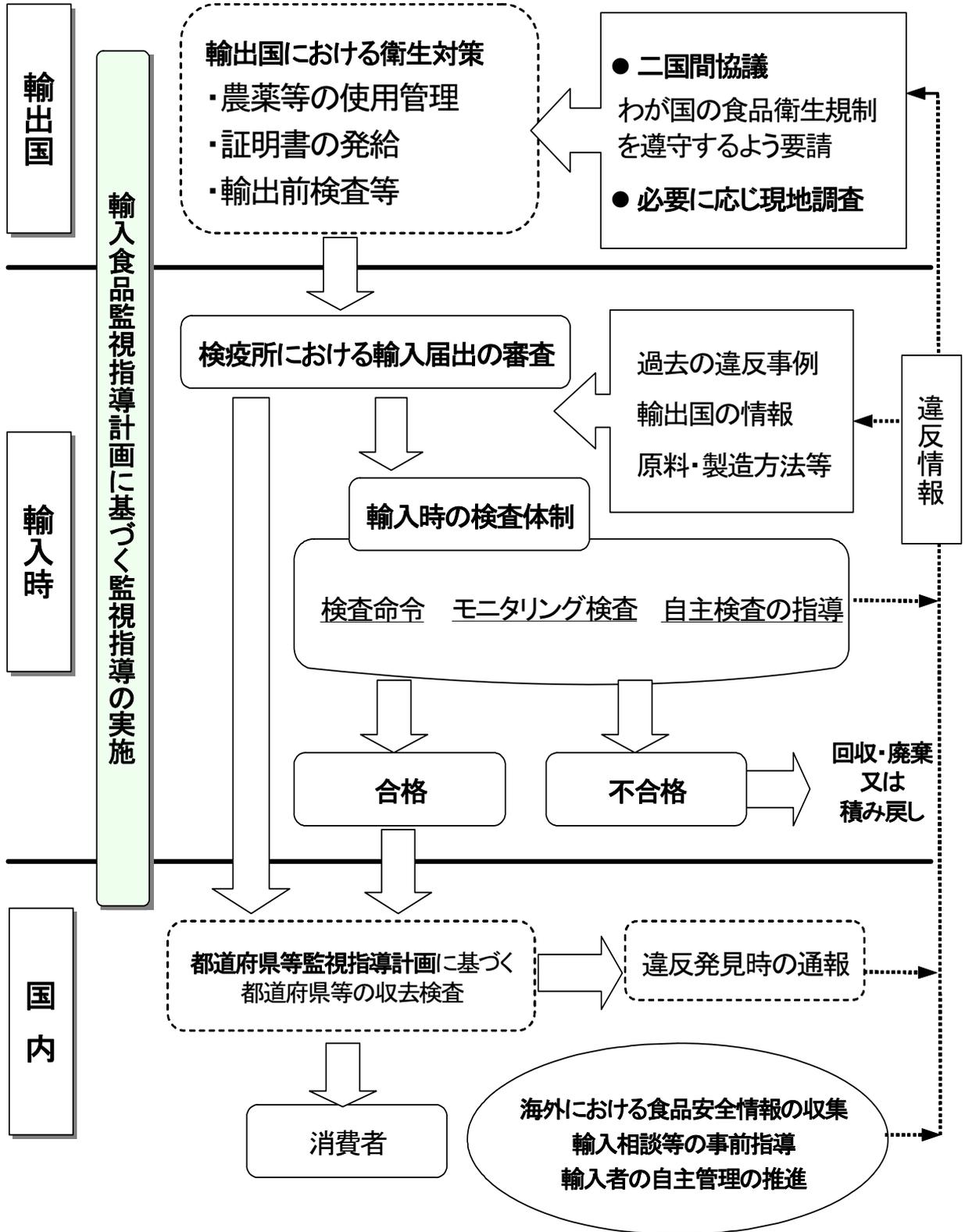
- 輸入前指導(いわゆる輸入相談)
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1:食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2:違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3:危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

輸入食品等の監視指導体制等の概要



2. 平成 16 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、厚生労働省本省及び検疫所において、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内販売の段階までの適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的考え方にに基づき、以下に掲げる措置を通じて、食品等の輸入時における監視指導を行うとともに、食品衛生上の問題発生時には、二国間協議、専門家の派遣等により、輸出国における衛生対策の推進を図った。また、輸入後の国内流通、販売段階において監視指導を行う都道府県等とは、違反発見時等における連携強化を図り、輸入者による回収等が迅速に行われるよう適切な措置を講じ、必要に応じて輸入時の検査強化を行った。

(1) 法第 27 条に基づく輸入届出等による確認

法第 27 条の規定に基づく輸入届出等により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)をはじめとする法への適合性についての基本的な情報の確認を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成 16 年度の届出・検査・違反状況(表 1)をみると、届出件数は約 181 万件であり、届出重量は速報値で約 3,200 万トンであった。これに対し、検査は届出件数の 10.4%にあたる約 19 万件について実施し、このうち 1,017 件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置が講じた。これは届出件数の 0.1%に相当する。

違反事例(表 2)を条文別にみると、食品等の微生物規格や添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 761 件(68.8%:違反延べ数に対する割合)が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 151 件(13.7%)、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 142 件(12.8%)と続いている。

また、検査内容別の違反事例をみると、冷凍食品等の成分規格等に係る違反事例(表 3-①)が 442 件(40.0%:違反延べ件数(1,106 件)に対する割合)と最も多く、次いで指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例(表 3-②)363 件(32.8%)、残留農薬に係る違反事例(表 3-③)76 件(6.9%)、カビ毒に係る違反事例(表 3-④)75 件(6.8%)、残留動物用医薬品に係る違反事例(表 3-⑤)72 件(6.5%)の順となっている。

成分規格等に係る国別の違反事例(表 3-①)をみると、中国が 188 件(40.6%:成分規格等に係る延べ違反件数(463 件)に対する割合)と最も多く、次いでタイ 69 件(14.9%)、ベトナム 41 件(8.9%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の成分規格(一般生菌数、大腸菌群、大腸菌)違反が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例(表 3-②)をみると、中国が 167 件(46.0%:添加物に係る延べ違反件数(363 件)に対する割合)と最も多く、次いで米国 25 件(6.9%)、台湾 21 件(5.8%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、はるさめへの過酸化ベンゾイルの使用、漬け物や

菓子等へのサイクラミン酸の使用、米国では、ソースやドレッシング等へのポリソルベート使用、台湾では、果実加工品等へのサイクラミン酸使用などの違反事例が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例(表 3-③)をみると、中国が 32 件(42.1%:残留農薬に係る延べ違反件数(76 件)に対する割合)と最も多く、次いで韓国 13 件(17.1%)、タイ 11 件(14.5%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、未成熟さやえんどうのシペルメトリン、レイシのメタミドホス及び落花生のダミノジット、韓国では、わけぎのクロルピリホス及びプロシミドン、タイでは、オオバコエンドロのクロルピリホスなどの違反事例が上位を占めている。

カビ毒に係る違反事例(表 3-④)をみると、中国が 20 件(26.7%:カビ毒に係る延べ違反件数(75 件)に対する割合)と最も多く、次いで南アフリカ 10 件(13.3%)、米国 10 件(13.3%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、ハトムギ、落花生及びピーナッツのアフラトキシンの付着、南アフリカでは、りんごジュースのパツリン基準値違反、米国では、アーモンドのアフラトキシンの付着などの違反事例が上位を占めている。

動物用医薬品に係る違反事例(表 3-⑤)をみると、中国が 42 件(58.3%:動物用医薬品に係る違反事例(72 件)に対する割合)と最も多く、次いで台湾 16 件(22.2%)、韓国 4 件(5.6%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、えびのテトラサイクリン及びオキシテトラサイクリン、スッポンのシプロフロキサシン及びエンロフロキサシン、台湾では、スッポンの抗生物質及びクロルテトラサイクリン、活うなぎのエンロフロキサシン、韓国では、ひらめのオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンなどの違反事例が上位を占めている。

(2) 法第 28 条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成 16 年度は約 76,000 件の検査を計画した。

平成 16 年度のモニタリング検査実施状況(表 4)をみると、約 76,000 件の計画に対し、77,673 件(実施率:約 102%)を実施し、このうち 207 件を法違反として、回収等の措置を講じた。

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応については、必要に応じ、同検査率を強化(表 5)したほか、病原微生物及び有害・有毒物質の検出並びに残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について 2 回以上法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令(表 6)の対象とし、検査強化を図った。

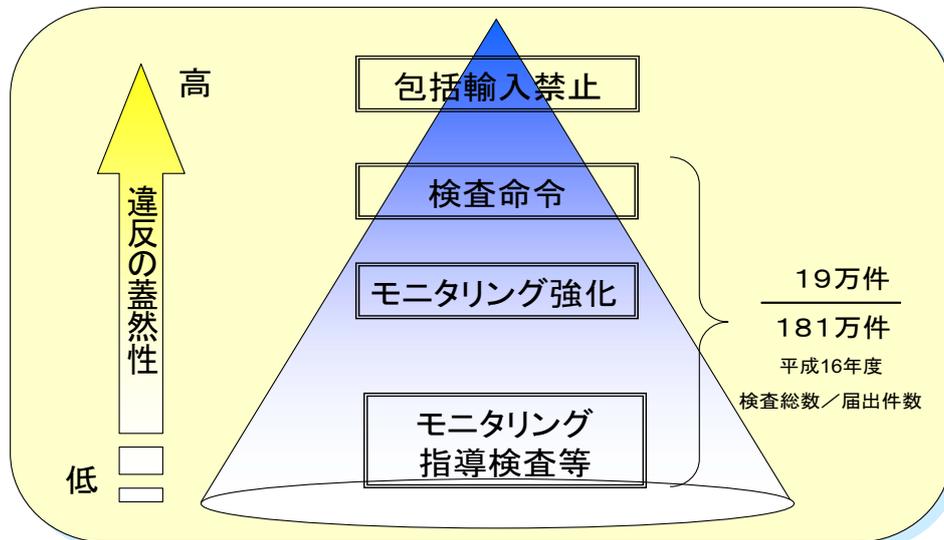
(3) 法第 26 条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 17 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 14 品目及び 24 カ国・1 地域対象の 128 品目を検査命令の対象としており、平成 16 年度の検査命令の実績(表 7)をみると、85,670 件の検査命令を実施し、このうち 168 件を法違反として、積み戻し又は廃棄の措置を講じた。

なお、法第 8 条又は法第 17 条に基づく包括的輸入禁止措置について、平成 16 年度においては、当該措置の発動対象となる品目はなかった。

輸入時の検査体制の概要



(4) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

内閣府食品安全委員会や国立医薬品食品衛生研究所において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 16 年度においては、米国産アーモンドのサルモネラ汚染、中国産はるさめの添加物の対象外使用、とうがらし製品の指定外着色料(スーダン)による汚染等の問題について、輸入時の監視体制の強化(表 8)及び国内の流通状況の調査を図った。

(5) 輸出国における衛生対策の推進

平成 16 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

また、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った(表 9)。

これら輸出国における衛生対策の推進について、アサリやカキなどの韓国産二枚貝の麻痺性貝毒を例にとると、平成 16 年 2 月から検査命令に係る協議を開始し、韓国政府が講じた海域の管理方法について、平成 16 年 8 月の現地調査を行った結果、麻痺性貝毒の基準値、定点モニタリングの考え方、出荷規制に係る海域閉鎖及び解除の方法等が、我が国と同等の方法により実施されていることが確認できたことから、貝毒に汚染されていない海域として韓国政府が発行する原産地証明書の添付をもって検査命令の対象から除外した。

(6) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品等の生産・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するよう指導するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう各検疫所の説明会等により周知を行った。

平成 16 年次の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入相談実績(表 10、表 11)をみると、品目別に 11,023 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法違反に該当することが判明した事例は 468 件であった。

また、事前相談に係る国別の違反該当事例(表 12)をみると、米国が 150 件(32.1%)と最も多く、次いで中国 72 件(15.4%)、フランス 29 件(6.2%)と続いている。これらの品目別、違反該当内容別の主な違反該当事例をみると、いずれの国も健康食品などの食品等への指定外添加物の使用が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法違反に該当することが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

(7) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等(表 13)については、必要に応じ検査強化(表 5、表 6)を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 16 年度:速報値)

届出件数	輸入重量	検査件数 ^{※2}	割合 ^{※3}	違反件数	割合 ^{※3}
件	千トン	件	%	件	%
1,808,830	32,018 ^{※1}	187,553	10.4	1,017	0.1
(前年度実績) 1,707,011	34,500	177,893	10.4	1,475	0.1

※1 輸入重量は、平成 17 年 1 月～3 月の計画輸入量を除く速報値

※2 モニタリング検査、検査命令、指導検査等の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

表 2 条文別違反事例(平成 16 年度)

条文	違反件数	構成比	主な違反内容
	件	%	
第 6 条 (販売を禁止される食品及び添加物)	151	13.7	ハトムギ、落花生、アーモンド、ピスタチオナッツ等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、きのこからの放射性物質の検出、輸送時における事故による米の腐敗・変敗・カビ発生等
第 9 条 (病肉等の販売等の制限)	3	0.3	食肉・食肉製品等の衛生証明書の不備又は無添付
第 10 条 (添加物等の販売等の制限)	142	12.8	指定外添加物の使用(サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、パラオキシ安息香酸メチル、キノリンイエロー、パテントブルー、ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸カルシウム等)
第 11 条 (食品又は添加物の規格基準)	761	68.8	食品の微生物規格違反(冷凍食品の大腸菌群陽性等)、農薬、動物用医薬品等の残留基準違反(野菜、冷凍野菜、水産物及びその加工品等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、着色料、乾燥野菜の二酸化硫黄等)
第 18 条 (器具又は容器包装の規格基準)	41	3.7	器具・容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
第 62 条 (おもちゃ等についての準用規定)	8	0.7	乳幼児が接触するおもちゃから指定外着色料の溶出
計	1,106(延べ数) 1,017(違反届出件数)		

表 3-① 成分規格等の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 16 年度)

生産国	品目	違反内容	違反件数※
中国	冷凍食品(その他)	大腸菌(11)、大腸菌群(7)、一般生菌数(6)	24
	冷凍食品(貝類)	下痢性貝毒(11)、一般生菌数(4)、大腸菌(3)、大腸菌群(1)、麻ひ性貝毒(1)	20
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(7)、一般生菌数(6)、保存温度(保存基準)(2)、大腸菌(2)	17
	焼き鳥	大腸菌群(9)、一般生菌数(4)、大腸菌(4)	17
	食肉製品	大腸菌(7)、大腸菌群(6)、亜硝酸根(1)	14
	魚肉練り製品	大腸菌群(13)	13
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(5)、大腸菌(4)、一般生菌数(2)	11
	その他器具	鉛(4)、蒸発残留物(4%酢酸)(3)、カドミウム(1)、過マンガン酸カリウム消費量(1)、重金属(1)、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(1)	11
	飲食器具	鉛(7)、カドミウム(1)、過マンガン酸カリウム消費量(1)、蒸発残留物(4%酢酸)(1)	10
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(2)、大腸菌群(2)、大腸菌(1)	5
	その他		46
タイ	冷凍食品(いか)	一般生菌数(9)、大腸菌群(11)	20
	冷凍食品(えび)	一般生菌数(5)、大腸菌(3)、大腸菌群(2)	10
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(5)、大腸菌(2)、一般生菌数(1)	8
	魚肉練り製品	大腸菌群(7)	7
	食肉製品	大腸菌(3)、二酸化ケイ素(2)	5
	その他		19
ベトナム	冷凍食品(いか)	大腸菌群(14)、一般生菌数(2)	16
	冷凍食品(えび)	大腸菌(7)、大腸菌群(3)、一般生菌数(1)	11
	その他		14
フランス	食肉製品	クロストリジウム菌(1)、大腸菌(1)	2
	アイスクリーム類	大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	2
	冷凍食品(菓子)	大腸菌群(1)	1
	その他		7
米国	冷凍食品(その他)	一般生菌数(3)、大腸菌(2)	5
	冷凍食品(菓子)	大腸菌群(3)、一般生菌数(2)	5
	健康食品	シアン化合物(1)	1
	その他		7
韓国	あかがい	腸炎ビブリオ最確数(MPN)(6)	6
	ゆでがに	一般生菌数(2)	2
	その他		4
台湾	冷凍食品(その他)	一般生菌数(4)、大腸菌群(1)	5
	割烹具	カプロラクタム(1)、蒸発残留物(4%酢酸)(1)、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(1)	3
	冷凍食品(豆類)	一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
	その他		5
インドネシア	冷凍食品(えび)	一般生菌数(4)、大腸菌群(2)、大腸菌(1)	7
	ゆでだこ	一般生菌数(3)	3
	まぐろ	大腸菌群(2)	2
	その他		2

生産国	品目	違反内容	違反件数※
フィリピン	冷凍食品(野菜)	シアン化合物(3)、一般生菌数(1)	4
	冷凍食品(その他)	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)	3
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(1)、大腸菌(1)	2
	その他		2
チリ	さけます	大腸菌群(6)	6
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)、一般生菌数(1)	3
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(1)	1
イタリア	割烹具	ホルムアルデヒド(2)、蒸発残留物(4%酢酸)(1)	3
	冷凍食品(その他)	大腸菌群(2)	2
	冷凍食品(野菜)	一般生菌数(1)	1
	食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス(1)	1
	アイスクリーム類	大腸菌群(1)	1
カナダ	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(3)、大腸菌群(2)	5
	乾燥食肉製品	水分活性(1)	1
	冷凍食品(その他)	大腸菌群(1)	1
ドイツ	冷凍食品(その他)	大腸菌(3)	3
	割烹具	カプロラクタム(1)	1
	食品製造用機械	鉛(1)	1
その他	冷凍食品(いか)	一般生菌数(3)、大腸菌群(1)	4
	冷凍食品(その他)	大腸菌(3)	3
	魚卵	亜硝酸根(3)	3
	その他		22
合 計			442

※ 違反件数は、違反内容の延べ件数

表 3-② 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 16 年度)

生産国	品目	違反内容	違反件数*
中国	乾めん	過酸化ベンゾイル(20)、二酸化硫黄(3)、希釈過酸化ベンゾイル(2)	25
	漬け物	サイクラミン酸(5)、ソルビン酸(5)、安息香酸(4)、サッカリンナトリウム(4)、二酸化硫黄(2)、食用黄色4号(1)、銅クロロフィリンナトリウム(1)、食用青色1号(1)	23
	乾燥野菜	二酸化硫黄(9)	9
	菓子	サイクラミン酸(8)、TBHQ(1)	9
	野菜調整品	サイクラミン酸(2)、二酸化硫黄(2)、TBHQ(1)、ソルビン酸(1)、亜硫酸水素ナトリウム(1)	7
	シロップ漬け	二酸化硫黄(5)、サイクラミン酸(2)	7
	乾燥きのこ	二酸化硫黄(7)	7
	塩蔵野菜	二酸化硫黄(7)	7
	冷凍食品(その他)	サイクラミン酸(4)、安息香酸(1)	5
	ピーナッツ	サイクラミン酸(4)、オレンジII(1)	5
	その他	水酸化カルシウム(21)、サイクラミン酸(21)、TBHQ(3)、ソルビン酸(3)、ローダミンB(3)、パラオキシ安息香酸メチル(2)、安息香酸(2)、アセスルファムカリウム(1)、クロセインオレンジ(1)、スクラロース(1)、パラオキシ安息香酸プロピル(1)、ポリソルベート(1)、過酸化水素(1)、酸化エチレン(1)、硫酸銅(1)	63
米国	健康食品	ソルビン酸(2)、キノリンイエロー(1)、リン酸一水素カルシウム(1)、酢酸エチル(1)	5
	冷凍食品(その他)	乳酸カリウム(2)、ソルビン酸(1)	3
	レモン	イマザリル(3)	3
	その他	ポリソルベート(6)、D-マンニトール(1)、その他の添加物(2)、ソルビン酸(2)、塩化メチレン(1)、酢酸エチル(1)、二酸化硫黄(1)	14
台湾	農産加工品	アルミノケイ酸ナトリウム(4)	4
	パン	ステアロイル乳酸ナトリウム(3)	3
	健康食品	二酸化硫黄(2)	2
	その他	サイクラミン酸(8)、TBHQ(1)、ポリソルベート(1)、安息香酸(1)、二酸化硫黄(1)	12
ベトナム	冷凍食品(その他)	安息香酸(2)、ソルビン酸(1)	3
	ゆでだこ	二酸化硫黄(3)	3
	水産動物乾製品	二酸化硫黄(3)	3
	その他	ソルビン酸(4)、二酸化硫黄(2)、サイクラミン酸(1)、安息香酸(1)、オレンジII(1)、TBHQ(1)	10
フランス	菓子	ソルビン酸(3)、アゾルビン(2)、パテントブルーV(1)、三酸化鉄(1)、キノリンイエロー(1)	8
	バター	ソルビン酸(2)	2
	コーヒー豆	塩化メチレン(1)、酢酸エチル(1)	2
	その他	アゾルビン(1) 三酸化鉄(1)	1 1
オーストラリア	酒精飲料	二酸化硫黄(2)	2
	あわび	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二Na(1)、二酸化硫黄(1)	2
	ナチュラルチーズ	二酸化硫黄(2)	2
	その他	アゾルビン(1)、酸性タール色素(1)、ソルビン酸(1)、二酸化硫黄(1)	4

生産国	品目	違反内容	違反件数※
インド	穀類の調整品	BHA(ブチルヒドロキシアニソール)(5)、二酸化硫黄(2)	7
	添加物	アセトン(1)	1
	健康食品	ソルビン酸(1)	1
	乾燥野菜	二酸化硫黄(1)	1
イタリア	糖類	アゾルビン(1)、ポリソルベート(1)、パテントブルーV(1)	3
	ナッツ加工品	キノリンイエロー(1)、パテントブルーV(1)	2
	その他	二酸化硫黄(2)、ポリソルベート(1)、ソルビン酸(1)、その他の添加物(1)	5
タイ	調味料	TBHQ(3)	3
	粉類	二酸化硫黄(2)	2
	冷凍食品(その他)	安息香酸(1)	1
	その他	二酸化硫黄(2)、安息香酸(1)	3
ベルギー	菓子	パテントブルーV(5)、キノリンイエロー(1)	6
	野菜調整品	ソルビン酸(1)	1
	その他	その他の添加物(1)	1
韓国	調味料	ポリソルベート(2)、二酸化硫黄(1)	3
	冷凍食品(野菜)	ソルビン酸(1)	1
	乾燥野菜	二酸化硫黄(1)	1
	その他	ポリソルベート(2)	2
カナダ	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル(2)、パラオキシ安息香酸プロピル(1)、過酸化水素(1)	4
	えび	二酸化硫黄(1)	1
ブラジル	健康食品	アセスルフアムカリウム(2)	2
	粉末清涼飲料	サイクラミン酸(1)	1
	ゼラチン	過酸化水素(1)	1
	糖類	ソルビン酸(1)	1
インドネシア	農産加工品	過酸化水素(2)	2
	まぐろ	一酸化炭素(2)	2
	水産動物乾製品	二酸化硫黄(1)	1
スペイン	漬け物	安息香酸(3)、グルコン酸第一鉄(1)	4
	乾燥果実	ソルビン酸(1)	1
その他	酒精飲料	アゾルビン(1)、二酸化硫黄(1)、ソルビン酸(1)、安息香酸(1)	4
	魚卵	ホウ酸(4)	4
	乾燥果実	二酸化硫黄(1)、BHT(ジブチルヒドロキシトルエン)(1)、安息香酸(1)	3
	その他		33
合計			364

※ 違反件数は、違反内容の延べ件数

表 3-③ 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 16 年度)

生産国	品目	違反内容	違反件数※
中国	未成熟さやエンドウ	シベルメトリン(7)、クロルピリホス(4)	11
	ライチ(レイシ)	メタミドホス(6)	6
	落花生	ダミノジット(4)	4
	冷凍食品(野菜)	フェンバレレート(2)	2
	スナッフエンドウ	シベルメトリン(3)	3
	乾燥野菜	クロルピリホス(1)	1
	いちご	ジクロルボス(DDVP)(1)	1
	コリアンダー	クロルピリホス(1)	1
	チシャ	クロルピリホス(1)	1
	冷凍食品(チンゲンサイ)	フェンバレレート(1)	1
	冷凍食品(ニラ)	クロルピリホス(1)	1
韓国	わけぎ	クロルピリホス(2)、プロシミドン(2)	4
	ニラ	クロルピリホス(2)、デルタメトリン(1)	3
	エゴマ	ビフェントリン(2)	2
	チシャ	プロシミドン(2)	2
	青とうがらし	エトプロホス(モキヤップ)(1)	1
	いちご	ジクロルボス(DDVP)(1)	1
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス(3)	3
	マンゴー	クロルピリホス(2)	2
	ニオイタコノキ	クロルピリホス(1)、シベルメトリン(1)	2
	米	臭素(1)	1
	ケール	シベルメトリン(1)	1
	YOUNG PEPPER	クロルピリホス(1)	1
	PUK PRIK	プロチオホス(1)	1
フランス	レンズ豆	デルタメトリン(3)	3
	白インゲン豆	デルタメトリン(1)	1
台湾	冷凍食品(ほうれんそう)	シベルメトリン(1)	1
	ニラ	クロルピリホス(1)	1
	DAY LILY	クロルピリホス(1)	1
フィリピン	マンゴー	クロルピリホス(3)	3
ラオス	メボウキ	シフルトリン(1)	1
	ケール	シベルメトリン(1)	1
イタリア	米	ピリミホスメチル(2)	2
米国	プロッコリー	ダイアジノン(1)	1
ベネズエラ	カカオ豆	ジクロルボス(DDVP)(1)	1
インドネシア	コーヒー豆	シベルメトリン(1)	1
ニュージーランド	グリーンアスパラガス	ジクロルボス(DDVP)(1)	1
ベトナム	オオバコエンドロ	クロルピリホス(1)	1
イスラエル	柿	クロルピリホス(1)	1
合 計			76

※ 違反件数は、違反内容の延べ件数

表 3-④ カビ毒の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 16 年度)

生産国	品目	違反内容	違反件数※
中国	ハトムギ	アフラトキシン(7)	7
	落花生	アフラトキシン(6)	6
	落花生加工品	アフラトキシン(6)	6
	とうがらし	アフラトキシン(1)	1
南アフリカ	りんごジュース	パツリン(8)	8
	落花生	アフラトキシン(2)	2
米国	アーモンド	アフラトキシン(4)	4
	原料りんご果汁	パツリン(2)	2
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(2)	2
	くるみ	アフラトキシン(1)	1
	ナッツ加工品	アフラトキシン(1)	1
フィリピン	落花生加工品	アフラトキシン(6)	6
	とうがらし	アフラトキシン(1)	1
タイ	ハトムギ	アフラトキシン(3)	3
	とうがらし	アフラトキシン(2)	2
	菓子	アフラトキシン(1)	1
ベトナム	ハトムギ	アフラトキシン(2)	2
	菓子	アフラトキシン(1)	1
	こうりゃん	アフラトキシン(1)	1
	落花生加工品	アフラトキシン(1)	1
その他	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(4)	4
	落花生	アフラトキシン(4)	4
	アーモンド	アフラトキシン(2)	2
	乾燥いちじく	アフラトキシン(2)	2
	ナッツ加工品	アフラトキシン(1)	1
	とうもろこし	アフラトキシン(1)	1
	落花生加工品	アフラトキシン(1)	1
	りんごジュース	パツリン(1)	1
菓子	アフラトキシン(1)	1	
合 計			75

※ 違反件数は、違反内容の延べ件数

表 3-⑤ 動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 16 年度)

生産国	品目	違反内容	違反件数※
中国	えび	テトラサイクリン(12)、オキシテトラサイクリン(4)	16
	スッポン	シプロフロキサシン(5)、エンロフロキサシン(3)、抗生物質(1)	9
	はちみつ類	ストレプトマイシン(5)	5
	フナ	エンロフロキサシン(3)、抗生物質(2)	5
	しじみ	クロルテトラサイクリン(1)、抗生物質(1)	2
	蒲焼きうなぎ	エンロフロキサシン(2)	2
	乳を主原料とする食品	クロラムフェニコール(1)、ストレプトマイシン(1)	2
	水産動物加工品	テトラサイクリン(1)	1
	がざみ	抗生物質(1)	1
台湾	スッポン	抗生物質(3)、クロルテトラサイクリン(2)、オキシテトラサイクリン(1)、テトラサイクリン(1)	7
	活鰻	エンロフロキサシン(6)	6
	鶏肉	エンロフロキサシン(1)、抗生物質(1)	2
	蒲焼きうなぎ	スルファジミジン(1)	1
韓国	ひらめ	オキシテトラサイクリン(3)、エンロフロキサシン(1)	4
米国	鶏肉	クロルテトラサイクリン(1)、抗生物質(1)、テトラサイクリン(1)	3
ブラジル	鶏肉	オキシテトラサイクリン(2)	2
オーストラリア	鶏肉	ナイカルバジン(1)	1
タイ	冷凍食品(えび)	オキソリン酸(1)	1
アルゼンチン	鶏肉	ラサロシドナトリウム(1)	1
インドネシア	冷凍食品(えび)	テトラサイクリン(1)	1
合計			72

※ 違反件数は、違反内容の延べ件数

表 4 モニタリング検査実施状況(平成 16 年度)

品名	検査項目	年度計画件数※	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、 その他食鳥肉等	抗生物質等	4,600	4,900	6
	残留農薬	4,500	4,292	0
	添加物	—	3	0
	成分規格等	900	983	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製 品、アイスクリーム、冷凍食 品(肉類)等	抗生物質等	1,000	1,004	3
	添加物	1,100	1,634	2
	成分規格等	2,200	2,154	19
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エ ビ、カニ)等	抗生物質等	2,300	3,904	17
	添加物	700	712	0
	成分規格等	600	918	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾 燥、すり身等)、冷凍食品 (水産動物類、魚類)、魚介 類卵加工品等	抗生物質等	5,700	5,703	0
	添加物	2,500	3,492	6
	成分規格等	5,800	5,190	44
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろ こし、豆類、落花生、ナツ ツ類、種実類等	残留農薬	18,100	21,015	40
	添加物	—	168	3
	成分規格等	—	523	0
	カビ毒	4,200	3,956	2
	遺伝子組換え食品	1,600	1,575	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、 野菜加工品、果実加工品、 香辛料、即席めん類等	残留農薬	3,400	3,498	4
	添加物	2,800	3,371	23
	成分規格等	1,200	1,241	7
	カビ毒	900	956	1
	遺伝子組換え食品	100	28	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味 料、菓子類、食用油脂、冷 凍食品等	添加物	3,400	2,818	8
	成分規格等	700	753	7
	カビ毒	—	14	0
	遺伝子組換え食品	—	3	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼 飲料水、アルコール飲料等	添加物	1,200	1,213	5
	成分規格等	700	680	0
	カビ毒	—	100	3
添加物、器具及び容器包 装、おもちゃ	成分規格等	1,300	872	7
総計(延数)	年度計画件数総計に は、検査強化分として 4,500件を計上	76,000	77,673 実施率約 102%	207

※ 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したもの

表5 平成16年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目(平成17年3月31日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
全輸出国 ^{※3} (ギリシャを除く)	ピスタチオナッツ	アフラトキシン
全輸出国	ハトムギ加工品	アフラトキシン
全輸出国 ^{※3} (ベトナムを除く)	もろこし	アフラトキシン
全輸出国 ^{※3} (トルコを除く)	乾燥いちじく	アフラトキシン
全輸出国 ^{※3} (米国を除く)	アーモンド加工品	アフラトキシン
韓国	ニラ	デルタメトリン
	生食用ウニ ^{※4}	腸炎ビブリオ
	生食用赤貝 ^{※4}	腸炎ビブリオ
	生食用タイラギガイ ^{※4}	腸炎ビブリオ
	いちご	ジクロールボス
中国	いちご	ジクロールボス
	レタス(チシャ)	クロルピリホス
	がざみ	クロルテトラサイクリン
	モロヘイヤ	フェンバレレート
	生食用ウニ ^{※2}	腸炎ビブリオ
台湾	スッポン	テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン
	ほうれんそう	シペルメトリン
	鶏肉(処理場限定)	エンロフロキサシン
米国	ブロッコリー	ダイアジノン
	鶏肉(処理場限定)	クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン
	花粉加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン
タイ	ニオイタコノキ	ペルメトリン、クロルピリホス
	PUK PRIK	プロチオホス
	生鮮コショウ	クロルピリホス
オーストラリア	鶏肉	ナイカルバジン
	とうもろこし加工品	アフラトキシン
フランス	リンゴジュース	パツリン
	いんげん豆	デルタメトリン
ラオス	メボウキ	シフルトリン
	ケール	シペルメトリン
アルゼンチン	鶏肉	ラサロシドナトリウム
イスラエル	柿	クロルピリホス
インドネシア	生鮮コーヒー豆	シペルメトリン
スワジランド	グレープフルーツ	イマザリル
ニュージーランド	グリーンアスパラガス	ジクロールボス
フィリピン	生食用ウニ ^{※2}	腸炎ビブリオ
ブラジル	鶏肉(処理場限定)	スルファキノキサリン
ベトナム	オオバコエンドロ	クロルピリホス

※1 通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の半数(50%)を対象に検査を実施
ただし、検査強化後1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制としている

※2 表6に含まれる品目を除く

※3 対象除外国のギリシャ、ベトナム、トルコ、米国については、既に検査命令対象

※4 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成16年7月~10月)

表 6 平成 16 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
中 国	レイシ(ライチ)	メタミドホス
	チンゲンサイ	フェンバレレート
	フナ	エンロフロキサシン
	未成熟えんどう	クロルピリホス
	ローヤルゼリー	ストレプトマイシン
	スッポン	エンロフロキサシン、シプロフロキサシン
韓 国	ニラ	クロルピリホス
	生食用たいらぎがい	腸炎ビブリオ
	わけぎ	プロシミドン、クロルピリホス
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン
	エゴマ	ピフェントリン
台 湾	DAY LILY	クロルピリホス
	養殖鰻	エンロフロキサシン
	スッポン	クロルテトラサイクリン
米 国	レモン(処理場限定)	イマザリル
	リンゴジュース	パツリン
タ イ	マンゴー	クロルピリホス
トルコ	乾燥いちじく	アフラトキシン
フランス	レンズ豆	デルタメトリン
フィリピン	マンゴー	クロルピリホス
ベネズエラ	カカオ豆	ジクロルボス
南アフリカ	リンゴジュース	パツリン

表 7 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 16 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (14 品目)	落花生、ナッツ類、ハトムギ、チリペッパー等	アフラトキシン	10,571	56
	シアン化合物含有豆類等	シアン化合物	445	2
	すじこ等	亜硝酸根等	693	7
中国 (30 品目)	鶏肉、はちみつ、養殖鰻、エビ、フナ等	スルファキノキサリン、ストレプトマイシン、エンロフロキサシン等	13,991	21
	野菜・果実・豆類 (ほうれんそう、枝豆、大葉、ニラ、レイシ、チンゲンサイ、落花生等)	クロルピリホス、シペルメトリン、ダミノジット等	7,796	25
	二枚貝	麻痺性貝毒等	4,695	17
	鰻加工品、ウニ	大腸菌群、腸炎ビブリオ等	3,391	3
	全ての加工食品	サイクラミン酸	11,552	6
	はるさめ	過酸化ベンゾイル	1,177	4
タイ (21 品目)	えび	オキシリン酸等	3,236	1
	野菜・果実 (オオバコエンドロ、ケール、コリアンダー、ペパーミント、マンゴー等)	クロルピリホス、パラチオンメチル等	620	3
韓国 (18 品目)	豚肉、鰻、養殖ひらめ	スルファジミジン、オキシテトラサイクリン等	437	0
	二枚貝、生食用たいらぎ	麻痺性貝毒等	7,692	3
	野菜(きゅうり、ミニトマト、パプリカ、ニラ等)	エトプロホス、クロルピリホス等	73	1
台湾 (14 品目)	鶏肉、養殖鰻等	クロピドール、スルファジミジン等	4,690	5
	野菜(ほうれんそう、ニラ等)	クロルピリホス	220	1
	全ての加工食品等	サイクラミン酸等	176	1
米国 (10 品目)	アーモンド加工品、リンゴジュース	アフラトキシン、パツリン	39	0
	野菜(アーティチョーク等)	フェンバレレート等	317	0
	果実(パパイヤ、レモン等)	遺伝子組換え等	38	0
その他(20 カ国、35 品目)			13,821	12
総 計			85,670	168

表 8 海外情報に基づき輸入時の監視強化を行った主な事例(平成 16 年度)

強化年月	対象国	対象内容	経緯及び対応状況
平成 16 年 5 月	中国	はるさめ (過酸化ベンゾイル 使用)	香港において、国産はるさめに発がん性物質が含まれているとして販売を停止したとの情報を入手したため、輸入時の自主検査指導及びモニタリング検査を実施したところ、違反が発見されたため検査命令とした。同年 11 月、中国側で衛生対策が整備されたことから検査命令を解除。
平成 16 年 5 月	米国	生アーモンド (サルモネラ・エンテ リティデス汚染)	米国内において発生したサルモネラ・エンテリティデス食中毒に関連するとされた生アーモンドの一部が我が国へ輸出されたとの情報を入手したため、当該製造者のアーモンドの輸入自粛を要請するとともに、都道府県等を通じて、営業者に対し、問題となった生アーモンドと同一のロットについて、回収等を指導した。
平成 16 年 6 月	韓国	餃子 (不衛生)	韓国内で不衛生な原材料を使用した餃子が回収されており、当該品が日本にも輸出されたとの情報を入手したことから、当該製造者からの輸入時の監視を強化するとともに、当該製品の輸入実績を確認した。これまでのところ、輸入された実績はない。
平成 16 年 11 月	オランダ ドイツ ベルギー	乳製品、豚肉、豚 肉製品 (ダイオキシン汚染)	オランダにおいて飼料用のジャガイモの皮がダイオキシンに汚染され、当該飼料が供給された農場が閉鎖されているとの情報を入手したことから、輸入時にダイオキシン汚染との関連がないことを確認するよう輸入者を指導。輸出国において、食品衛生上の問題がないことが確認できたことから通常の監視体制とした。
平成 17 年 3 月	イギリス	トウガラシ製品、オ イスターソース等 (スーダン)	指定外添加物であるスーダンの監視については、インド産を中心とした強化を行っていた。 イギリスにおいてスーダンに汚染されたトウガラシを使用した製品を回収しているとの情報を入手したことから、イギリスで回収対象とされている製品が輸入された場合には、積み戻し等行うよう指導することとした。これまでのところ、輸入された実績はない。
平成 17 年 3 月	フィリピン	キャッサバ (シアン化合物)	フィリピンにおいてキャッサバ菓子を摂食した子供約 30 名が死亡したとの情報を入手。原因物質は、特定されてはなかったが、これまでのキャッサバにおけるシアン化合物の違反事例を勘案し、シアン化合物の検査命令を実施。

表 9 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 16 年度)

対象品目 (検査命令項目)	二国間協議	現地調査 実施年月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 15 年 5 月から協議開始。協議継続中。	平成 16 年 11 月
ブラジル産生鮮コーヒー豆 (ジクロルボス)	平成 15 年 5 月から協議開始。協議継続中。	—
コロンビア産生鮮コーヒー豆 (ジクロルボス)	平成 15 年 10 月から協議開始。コロンビア政府が発行するジクロルボスの輸出前検査結果証明書をもって検査命令の対象から除外。	—
台湾産養殖鰻 (スルファジミジン)	平成 15 年 11 月から協議開始。平成 16 年 8 月、動物用医薬品残留対策が講じられたことから、台湾当局が発行する輸出証明書をもって検査命令の対象から除外。	平成 16 年 7 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。協議継続中。	平成 16 年 6 月、11 月
韓国産二枚貝 (麻痺性貝毒)	平成 16 年 2 月から協議開始。同年 9 月、貝毒に汚染されていない海域として韓国政府が発行する原産地証明書添付をもって検査命令の対象から除外。	平成 16 年 8 月
ベネズエラ産生鮮カカオ豆 (ジクロルボス)	平成 16 年 7 月から協議開始。協議継続中。	—
韓国産カキ (赤痢菌)	平成 16 年 7 月から協議開始。協議継続中。	平成 16 年 11 月
南アフリカ産リンゴジュース (パツリン)	平成 16 年 9 月から協議開始。協議継続中。	—
韓国産ヒラメ (エンロフロキサシン)	平成 16 年 11 月から協議開始。平成 16 年 12 月、動物用医薬品対策が講じられた韓国政府登録養殖業者について、政府が発行するエンロフロキサシンの輸出前検査証明書をもって検査命令の対象から除外。	—
フィリピン産マンゴー (クロルピリホス)	平成 16 年 10 月から協議開始。平成 17 年 4 月、農薬管理体制が講じられたフィリピン政府登録輸出業者について、政府が発行するクロルピリホスの輸出前検査証明書をもって、検査命令の対象から除外。	平成 17 年 2 月
タイ産マンゴー (クロルピリホス)	平成 17 年 1 月から協議開始。平成 17 年 4 月、農薬管理対策が講じられたタイ政府登録輸出業者について、政府が発行するクロルピリホスの輸出前検査証明書をもって検査命令の対象から除外。	平成 17 年 3 月

表 10 年次別輸入食品相談指導室*における輸入相談実績

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
輸入相談実施件数	7,127	5,969	5,506
品目別輸入相談件数	12,716	13,185	11,023
品目別違反該当件数	542	515	468

※ 輸入食品相談指導室は、東京、成田、横浜、関空、大阪及び神戸に設置

表 11 平成 16 年輸入相談における条文別違反該当件数

条文	違反該当件数	構成比	主な違反該当内容
第 6 条 (販売を禁止される食品及び添加物)	7	1.1	落花生加工品にアフラトキシン付着、ビスケットにルーピン豆使用
第 10 条 (添加物等の販売等の制限)	331	49.8	サイクラミン酸、TBHQ、ポリソルベート、アゾルビン、パラオキシ安息香酸類、ヨウ化カリウム、パテントブルーV、キノリンイエロー、ステアリン酸カルシウム等の指定外添加物を使用したもの。
第 11 条 (食品又は添加物の基準及び規格)	326	49.0	製造、加工基準不適合 添加物の使用基準違反 ・対象外食品への使用・・・健康食品へのグルコン酸亜鉛使用、清涼飲料水へのソルビン酸使用等 ・過量使用・・・健康食品へのリン酸カルシウム使用、食塩への塩化カルシウム使用等 ・過量残存・・・ジャムの二酸化硫黄残存等
第 18 条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	1	0.1	器具・容器包装の規格基準違反
計	665(延べ数) 468(実数)		

表 12 平成 16 年輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数

生産国	品目	違反該当内容	違反該当件数※
米国	健康食品	ステアリン酸マグネシウム(30)、二酸化ケイ素(16)、酢酸トコフェロール(7)、パラアミノ安息香酸(6)、酒石酸コリン(6)、コハク酸トコフェロール(4)、HPMC(3)、アスコルビン酸カルシウム(3)、アスパラギン酸マグネシウム(3)、クエン酸カルシウム(3)、クエン酸マグネシウム(3)、グルコン酸亜鉛(3)、メチルセルロース(3)、リン酸ピリドキサール(3)、酸化亜鉛(3)、炭酸カルシウム(3)、その他(53)	102
	清涼飲料水	酢酸トコフェロール(6)、ポリニコチン酸クロム(3)、ソルビン酸カリウム(3)、その他(6)	16
	菓子	ポリソルベート(4)、炭酸カルシウム(2)、ステアロイル乳酸ナトリウム(1)、二酸化ケイ素(1)、酢酸トコフェロール(1)、グルコン酸マグネシウム(1)	9
	ジャム	安息香酸ナトリウム(5)	5
	冷凍食品(その他)	ステアリン酸ナトリウム(4)、アゾジカーボアミド(4)、L-システイン(4)、ヨウ素酸カリウム(4)、TBHQ(4)、過酸化カルシウム(4)、保存基準(1)	5
	その他	パラオキシ安息香酸プロピル(3)、ポリソルベート(3)、スクラロース(3)、その他(7)	13
中国	果実調整品	ソルビン酸カリウム(17)、サイクラミン酸(17)、アセスルファムカリウム(1)	18
	健康食品	ソルビン酸(3)、放射線殺菌(3)、パラオキシ安息香酸メチル(2)、パラオキシ安息香酸(1)、安息香酸(1)、過酸化水素(1)、アセトン(1)、ヒドロキシプロピルメチルセルロース(1)、牛初乳(1)、ラウリル硫酸ナトリウム(1)、ポリエチレングリコール(1)	15
	菓子	ステアリン酸カルシウム(3)、ソルビン酸(2)、安息香酸ナトリウム(2)、ステアリン酸マグネシウム(2)、BHA(1)、ソルビン酸ナトリウム(1)、ソルビン酸カリウム(1)	10
	乾燥果実	二酸化硫黄(5)	5
	漬け物	ソルビン酸(5)	5
	その他	ソルビン酸カリウム(7)、その他(12)	19
	フランス	スープ類	サイクラミン酸ナトリウム(10)、酢酸トコフェロール(10)、ルーピン豆の使用(1)
健康食品	塩素酸ナトリウム(7)、酢酸トコフェロール(8)、マンニトール(7)、HPMC(1)	9	
菓子	サイクラミン酸ナトリウム(2)、酢酸トコフェロール(2)、ヒマワリレシチン(1)、ソルビン酸カリウム(1)、三酸化鉄(1)、ルーピン豆(1)、	6	
ソース	ソルビン酸カリウム(3)	3	
清涼飲料水	製造基準(1)	1	
タイ	菓子	TBHQ(3)、アゾルビン(3) 二酸化硫黄(1)、	7
	乾燥果実	二酸化硫黄(4)、アセトアルデヒド(1)	4
	乾めん	二酸化ケイ素(3)	3
	健康食品	リン酸カルシウム(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)、クロロホルム(1)、ブタノール(1)	3
	乾燥野菜	二酸化硫黄(1)	1
	食品添加物	過酢酸(1)	1
	調味料	ソルビン酸(1)	1
	豆類加工品	ソルビン酸(1)	1
	レトルト食品	ポリソルベート(1)	1

生産国	品目	違反該当内容	違反該当件数※
カナダ	健康食品	硫酸カリウム(9)、酢酸トコフェロール(9)、硫酸マンガン(9)、モリブデン酸ナトリウム(9)、ヨウ素酸カリウム(10)、酸化クロミニウム(9)、セレン酸ナトリウム(9)、ケイ酸マグネシウム(9)、アセスルファムカリウム(9)、タルク(9)、ソルビン酸カリウム(9)、硫酸銅(9)、亜鉛(9)、アスタキサンチン(2)、セレンウム(2)、メナジオン(1)、フマル酸鉄(1)、硫酸ニッケル(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)	13
	菓子	タルク(4)、ソルビン酸カリウム(2)	6
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(3)、エステルガム(3)	3
フィリピン	魚類調整品	ヨウ素化塩(4)、安息香酸(1)	5
	菓子	TBHQ(3)、ヨウ素添加塩(1)、安息香酸(1)	4
	清涼飲料水	安息香酸ナトリウム(1)、硫酸亜鉛(1)、スズ(1)	3
	調味料	ヨウ化カリウム(1)、二酸化硫黄(1)	2
	乾めん	ヨウ素添加塩(1)、TBHQ(1)、食用黄色4号(1)、二酸化硫黄(1)	2
	海藻類	ヨウ化カリウム(1)	1
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル(1)、パラオキシ安息香酸プロピル(1)	1
	酒精飲料	安息香酸ナトリウム(1)	1
	ソース	ヨウ化カリウム(1)	1
	油脂	TBHQ(1)	1
イタリア	調味料	ソルビン酸(8)、サッカリン(1)	8
	菓子	アゾルビン(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)、ソルビン酸カリウム(1)	3
	清涼飲料水	製造基準(2)、放射線殺菌(1)	3
	その他	ソルビン酸(2)、パテントブルーV(1)、キノリンイエロー(1)、ソルビン酸カリウム(1)、サッカリン(1)	3
韓国	健康食品	アルミノケイ酸ナトリウム(2)、酸化亜鉛(1)、酢酸トコフェロール(1)、エチルセルロース(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)	5
	その他食品	放射線殺菌(1)、アルミノケイ酸ナトリウム(1)	2
	調味料	塩化カルシウム(2)、ソルビン酸(1)	2
	菓子	アゾルビン(1)	1
	清涼飲料水	タウリン(1)、プロピレングリコール(1)	1
ベトナム	乾めん	食用黄色4号(3)、二酸化硫黄(1)	4
	ソース	ヨウ素添加塩(1)、ソルビン酸カリウム(1)	2
	菓子	ソルビン酸カリウム(1)	1
	食品添加物	アゾルビン(1)	1
	その他	過酸化水素(1)	1
	落花生加工品	アフラトキシン(1)	1
	野菜加工品	安息香酸(1)、二酸化硫黄(1)	1
ブラジル	健康食品	硫酸カリウム(3)、酢酸トコフェロール(3)、重酒石酸コリン(1)	4
	アイスクリーム	大腸菌群(1)	1
	穀類調整品	TBHQ(1)	1
	ジャム	安息香酸(1)	1
	シロップ漬け	安息香酸(1)	1
	調味料	安息香酸(1)、ソルビン酸(1)	1
	野菜加工品	ソルビン酸(1)、安息香酸(1)	1
オランダ	粉末清涼飲料	ピロリン酸三ナトリウム(7)	7
	乳製品	ナタマイシン(2)	2

生産国	品目	違反該当内容	違反該当件数※
オーストラリア	健康食品	安息香酸(1)、ラウリル硫酸ナトリウム(1)、亜セレン酸ナトリウム(1)、炭酸カルシウム(1)	4
	冷凍食品(その他)	ステアロイル乳酸ナトリウム(2)	2
	酒精飲料	ビオチン(2)	2
	乳製品	二酸化ケイ素(1)	1
	蜂関連製品	炭酸カルシウム(1)	1
	添加物等	亜酸化窒素(1)	1
ペルー	菓子	BHT(4)、硫酸アルミニウムナトリウム(2)、ステアロイル乳酸 Na(1)、食用黄色 4 号(1)	5
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル(1)、パラオキシ安息香酸エチル(1)	2
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(1)	1
スウェーデン	菓子	銅クロロフィル(4)、β-アポ-8 カロテナール(2)、アゾルピン(1)	5
	ソース	ソルビン酸カリウム(2)、安息香酸ナトリウム(1)	3
マレーシア	菓子	ポリソルベート(1)	4
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル(3)、パラオキシ安息香酸プロピル(3)	3
台湾	健康食品	安息香酸(1)、三二酸化鉄(1)	2
	果実調整品	ソルビン酸カリウム(1)	1
	魚類乾製品	過酸化水素(1)	1
	油脂	TBHQ(1)	1
	冷凍食品	エチルマルトール(1)	1
シンガポール	調味料	安息香酸(5)	5
	粉類	ヨウ素添加塩(1)	1
デンマーク	菓子	β-8'-アポカルテナール(2)、ヨウ素添加塩(2)、ステアリン酸マグネシウム(1)	5
その他	菓子	パテントブルー(2)、アゾルピン(2)、ソルビン酸(2)、ヨウ素(1)、安息香酸(1)、銅クロロフィルナトリウム(1)、炭酸カルシウム(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)	10
	健康食品	ラウリル硫酸ナトリウム(3)、二酸化塩素(1)、銅クロロフィルナトリウム(1)、牛初乳(1)、三二酸化鉄(2)、ヨウ化カリウム(1)、ヨウ化カリウム(1)、セレン(1)、アミノ酸キレート(1)、乳酸亜鉛(1)、酢酸ビタミン E(1)、メタノール(1)、Croscarmellose of sodium(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)、酢酸トコフェロール(1)	12
	清涼飲料水	カンタキサンチン(2)、重金属(1)、製造基準(1)	4
	その他	安息香酸ナトリウム(3)、ソルビン酸カリウム(2)、ステアロイル乳酸ナトリウム(1)、ソルビン酸(2)、安息香酸(2)、カンタキサンチン(1)、重金属(1)、製造基準不適合(1)、過酢酸(1)、亜硝酸ナトリウム(1)、スーダン I(1)、酢酸エチル(1)、酢酸トコフェロール(1)、二酸化硫黄(1)、ヨウ化カリウム(1)、ヒマワリレシチン(1)、牛初乳(1)、亜酸化窒素(1)、ストレプトマイシン(1)	17
合計			468

※ 違反件数は、品目別違反件数

表 13 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 16 年度)

生産国	品目	違反内容	違反件数
中国	水煮野菜	二酸化硫黄	3
	うなぎ	エンロフロキサシン	1
	冷凍食品(えびフライ)	大腸菌	1
	ライチ(レイシ)	メタミドホス	1
	冷凍食品(きぬさや)	クロルピリホス	1
	はるさめ	過酸化ベンゾイル	11
	食肉製品	ソルビン酸	1
	生めん	食用黄色 4 号	1
	ピーナッツ	サイクラミン酸	1
	冷凍食品(貝類)	大腸菌	1
	食肉製品	大腸菌	1
	冷凍食品(アスパラガス)	大腸菌	1
	その他食品	大腸菌群	1
	レトルト食品	発育しうる微生物	1
米国	花粉加工品	オキシテトラサイクリ(1)、クロルテトラサイクリン(1)	2
フランス	酒精飲料	パテントブルーV	1
	バター	大腸菌群	1
ブラジル	鶏肉	スルファキノキサリン	1
	清涼飲料水	一般生菌数	1
アルゼンチン	ソース	EDTA	1
イタリア	冷凍食品(菓子)	大腸菌群	1
オランダ	菓子	アゾルビン	1
スワジランド	グレープフルーツ	イマザリル	1
タイ	冷凍食品(いか)	一般生菌数	1
チリ	スモークサーモン	亜硝酸	1
ブルガリア	清涼飲料水	アゾルビン	1
ベトナム	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
	冷凍食品(えびフライ)	大腸菌	1
韓国	ひらめ	エンロフロキサシン	1
	まぐろ	大腸菌群	1
台湾	うなぎ	エンロフロキサシン	1
北朝鮮	あさり	麻痺性貝毒	1
合計			45

(参考)実施結果中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸塩	添加物(発色剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イマザリル	添加物(防かび剤)
エトプロホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
エンロフロキサシン	合成抗菌剤(ニューキノロン系)
オキシテトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系)
オキシリン酸	合成抗菌剤(キノロン系)
過酸化ベンゾイル	添加物(小麦粉処理剤)
クロラムフェニコール	抗生物質(クロラムフェニコール系)
クロルテトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(動物の腸管、自然界に常在し、牛・豚・鶏などの食肉、卵などを汚染し、人に急性胃腸炎などを引き起こす)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジクロルボス	農薬(有機リン系殺虫剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シプロフロキサシン	合成抗菌剤(ニューキノロン系)
スーダン	指定外添加物(着色料)
ストレプトマイシン	抗生物質(アミノグリコシド系)
スルファキノキサリン	合成抗菌剤(サルファ剤)
スルファジミジン	合成抗菌剤(サルファ剤)
赤痢菌	病原微生物(糞口伝染病の代表菌、患者等の糞便を介して食品、水を汚染し、発熱、腹痛、下痢等の感染症を引き起こす)
ダイアジノン	農薬(有機リン系殺虫剤)
ダミノジット	農薬(成長調整剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海水中の常在菌でビブリオ属の一種、主に魚介類を汚染し、急性胃腸炎の原因となる菌)
テトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系)
デルタメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ナイカルバジン	合成抗菌剤
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される)

用語	説明
パラチオンメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
プロシミドン	農薬(殺菌剤)
プロチオホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ペルメトリン	農薬(殺虫剤)
ポリソルベート	指定外添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ラサロシドナトリウム	抗生物質(ポリエーテル系)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中の常在菌で、主に乳製品を汚染し、リステリア症を引き起こす)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病